

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する 省令の概要

令和8年3月
総務省
国土交通省

1 改正の趣旨

軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（※）の施行に伴い、所要の改正を行う。

※ 今国会において、議員立法で提出（令和8年3月10日）。

2 主な改正の内容

総務大臣が定めることとされている運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値について、国土交通大臣が定めることとする。

※ 改正が行われた令和8年度中の基準額の算定に用いる数値については、令和8年3月31日に総務大臣告示において示す令和8年度分の数値をそのまま適用することができるよう、経過措置を規定。

3 施行期日

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和8年4月1日）